

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合公告第2号

組合有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合財務規則第8条で準用する藤岡市契約規則第4条の規定に基づき公告する。

令和4年8月1日

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合  
理事長 新井雅博

1 一般競争入札に付する物件

土地	所在		地目	登記面積（㎡）
		新潟県柏崎市西山町石地863番地1		宅地
	同	864番地	宅地	1,725.61
	同	865番地	宅地	290.90
	同	866番地	宅地	254.54

  

建物	所在	種類	構造	登記面積（㎡）
	同863番地1		旅館	木造瓦葺2階建
		倉庫	木・土蔵造瓦葺2階建	142.04
		倉庫	木・土蔵造瓦葺平屋建	80.19
同864番地		旅館	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建	1,399.68

※電柱及び支線を除く、土地の地表及び地下に設置された全ての設備等及び建物内部の残存物を含む。

2 予定価格 5,680,000円（消費税込み）

※ 予定価格とは、あらかじめ組合が定めた最低売払価格をいう。

3 入札参加資格

次のいずれかに該当する者を除く個人又は法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。
- (4) 市区町村民税等の滞納がある者。

#### 4 売払い案内書の配布期間及び配布方法

- (1) 期間 令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水)  
土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合(組合ホームページからもダウンロードできる)

#### 5 現地説明会

- (1) 開催日時 令和4年9月6日(火)午前10時30分
- (2) 予約期間 令和4年8月1日(月)から令和4年9月2日(金)

#### 6 入札の参加申込

- (1) 受付期間 令和4年9月20日(火)から令和4年9月27日(火)  
土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送又は直接持参
- (3) 提出書類
  - ア 入札参加申込書
  - イ 暴力団排除に関する誓約書
  - ウ 誓約書
  - エ 住民票の写し(個人)  
登記事項証明書又は履歴事項全部証明書(法人)
  - オ 印鑑登録証明書
  - カ 未納税額がないことの証明書

#### 7 入札保証金

- (1) 入札者は、組合が発行する納付書により、入札時までに入札保証金(予定価格の5%以上の金額)を納付するものとする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、指定口座への振込みにより返金する。

#### 8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月7日(金)午後1時30分
- (2) 場所 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合会議室

#### 9 入札の無効

入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2人以上いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。

### 1 1 契約保証金

- (1) 落札者は、組合が発行する納付書により、契約の締結前に契約保証金（契約金額の10%以上の金額）を納付するものとする。
- (2) 入札前に納めた入札保証金は、契約保証金に充当する。

### 1 2 契約の締結

- (1) 落札者は、落札日から7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約は、落札者の名義で締結するものとする。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は、組合に帰属する。

### 1 3 売買代金の納付

- (1) 落札者は、組合が発行する納付書により、売買代金の残金を契約した日の翌日から起算して30日以内に納付するものとする。
- (2) 契約前に納めた契約保証金は、売買代金に充当する。
- (3) 売買代金の分割納付は認めない。
- (4) 期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約を解除の上、契約保証金は違約金として組合に帰属する。

### 1 4 その他

- (1) 売払い物件の引渡しは、現状有姿のまま行う。
- (2) この売払いについての詳細は、「組合有物件売払いのご案内」による。

### 1 5 問合せ先等

〒375-0014 群馬県藤岡市下栗須124番地6  
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 事務局総務課  
電話番号 0274-24-1621  
ファクス 0274-24-1622  
E-Mail takouai-soumu@xp.wind.jp